

岡崎市監査委員公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、岡崎市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項及び岡崎市監査基準第21条第1項の規定によりその内容を公表する。

令和5年6月29日

岡崎市監査委員	高橋重長
同	長谷川龍伸
同	中根武彦
同	井町圭孝

措置の通知書（土木建設部 土木管理課）

令和4年8月23日から

監査期間

岡崎市監査委員公告第5号関係分

令和5年3月30日まで

監査結果	措置状況
<p>河川及び法定外公共物の占用許可に係る事務において、次のとおり不備な点があったにもかかわらず、占用料を減免しているものが見受けられたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。</p> <p>(1) 準用河川管理規則第7条に規定された流水占用料等減免申請書等が提出されていないものがあつた。</p> <p>(2) 法定外公共物管理条例施行規則第4条に規定された減免を受けようとする旨が、申請書に記載されていないものがあつた。</p>	<p>申請書收受時に添付書類、記載内容の確認を再度徹底するとともに、申請書審査時に課長以下決裁ルート上の全職員がチェックのレ点をつけて確認を行うこととし、チェック体制を強化した。</p>